

様式第5号（教育実習実施計画に関する書類）

| 教 育 実 習 等 実 施 計 画 | |
|-------------------|--|
| 1 | 教育実習等の内容及び成績評価等 |
| ① | <p>教育実習等の時期</p> <p>4年次前期6月～7月にかけて行う。実習校の事情によっては、9月から10月にかけて行う場合もある。</p> |
| ② | <p>教育実習等の実習期間・総時間数</p> <p>中学校3週間（120時間）、高等学校2週間（60時間）以上を実施する。</p> |
| ③ | <p>実習校の確保の方法</p> <p>近隣の公立中学校、公・私立高等学校に対して教育実習生の受入れについて協力を依頼し、教育実習依頼校より「教育実習生受入れ承諾書」の提出を受けることで、教育実習校を確保する。</p> |
| ④ | <p>実習内容</p> <p>教育実習校、指導教員の方針に従うが、大学としては次のように希望を申し出る。</p> <p>(ア) 観察・参加実習に関する事項について</p> <p>① 事前打合せ（実習校において、実習に必要なものの準備、担当学年・学級の決定、授業担当範囲確認、その他諸注意）</p> <p>② 校長講話（学校概況等について）</p> <p>③ 教頭、教務主任、生徒指導主任からの諸注意</p> <p>1. 学習指導上の諸注意</p> <p>2. 生徒指導上の諸注意</p> <p>3. 特別活動上の諸注意（学級活動・クラブ活動・学校行事について）</p> <p>④ 観察・参加実習</p> <p>1. 学校環境</p> <p>2. 学級の状況 ア. 生徒の実態についての観察と記録 イ. 学級経営の実態と課題の把握</p> <p>3. 教室外の活動</p> <p>4. 学習指導 ア. 学習指導案観察 イ. 学習指導の効果測定の評価</p> <p>5. 生徒指導</p> <p>6. 特別活動</p> <p>7. 学校運営</p> <p>⑤ 教員としての勤務に関する事項</p> <p>1. 事務分掌への参加</p> <p>2. 職員朝礼とその他の会合への参加</p> <p>3. 諸届出書類の提出</p> <p>4. 諸連絡・伝達事項の確認</p> <p>5. その他</p> <p>(イ) 学習指導の実習に関する事項</p> <p>① 教材研究（教科書、副教材、参考文献、視聴覚教材等）</p> |

- ② 学習指導案の作成
 - 1. 生徒の実態分析（生徒の学力の現状、学級の雰囲気）
 - 2. 資料などの準備
- ③ 学習指導の実践（導入、展開、整理の全過程）
 - 1. 目標の確認、動機付け
 - 2. 生徒の学習状況の把握
 - 3. 言語、音声、板書の要領
 - 4. グループ指導と個別指導
 - 5. 質問への応答と処理
 - 6. 臨機応変の処理
 - 7. 授業効果の評価と反省
- ④ 授業態度（授業への熱意、生徒への配慮について）
- ⑤ その他

(ウ) 生徒指導に関する事項

- 1. 特別活動（学級活動、クラブ活動、生徒会活動、学校行事）
- 2. 個別の生徒への指導助言
- 3. 学校外での生徒指導
- 4. その他

(エ) 記録・報告に関する事項

- 1. 実習日誌の記録作成
- 2. 指導教員、生徒による評価
- 3. その他

⑤ 実習生に対する指導の方法

実習校による管理職の講話、指導教員の先生方による指導と共に、本学の「教科に関する専門的事項」担当の専任教員及び「教育の基礎的理解に関する科目等」担当の専任教員が、教育実習生のそれぞれの実習校の指導教員と打ち合わせを行い、実習校と連携のもと、実習校への巡回指導及び電話・メール等での指導助言を行う。

⑥ 実習の成績評価（評価の基準及び方法）

※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。

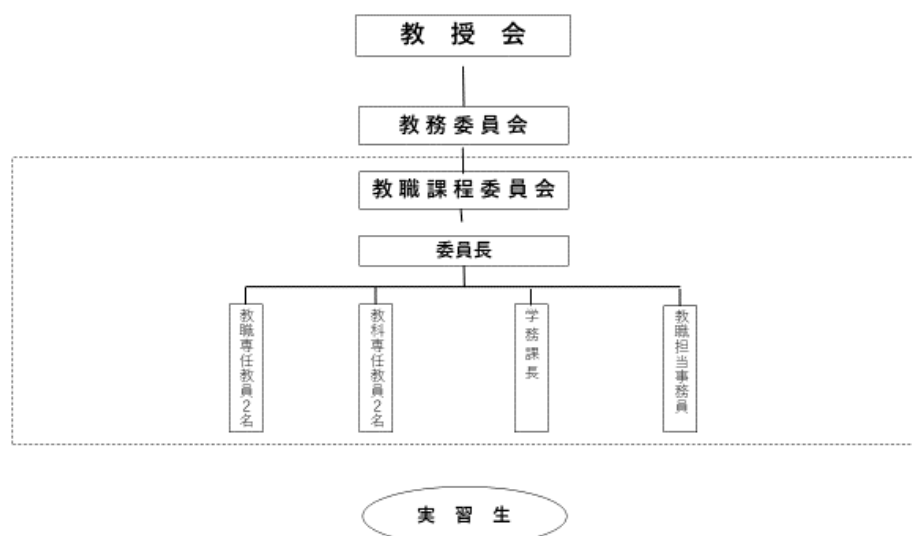
教育実習校へ事前に「教育実習評価表」による評価を依頼し、事後に提出を受ける。教職担当専門教員が、「教育実習評価表」及び「教育実習日誌」の内容を精査し、事前事後指導での授業態度や「実習訪問指導報告」の内容を加味した上で総合的な評価を行う。

また、本学教員（クラスアドバイザー又は教職課程委員）が実習校を訪問し、授業を参観、学生や指導教諭と面談を行い、「実習訪問報告」を行う。

| |
|--|
| 2 事前及び事後の指導の内容等 |
| ① 時期及び時間数 1. 事前指導 ・ 時期：3年次後期 時間：30時間 2. 事後指導 ・ 時期：4年次9月以降 時間：4時間 |
| ② 内容（具体的な指導項目） 1. 事前指導 （1）教育実習の目的 （2）教育実習の心得 （3）学校の組織運営と学級経営 （4）生徒の実態と指導方法 （5）学習指導案の作成 （6）授業記録の作成 （7）実習校における教育課程 2. 事後指導 （1）望ましい教師像、教育実習の反省 （2）実習報告会（各人による実習の状況と自己評価及び反省等） |
| ③ 教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について 教育実習等におけるハラスメントの防止に向けて、教職課程の教科に関する科目の担当教員と教職に関する科目の担当教員が共同して、ハラスメントへの対応を含む教育実習全般に関わる指導を実施する。また、教育実習中にハラスメント等があった場合には、大学に設置された相談窓口が連絡を受け、教職課程に携わる教職員及びカウンセラーなどが教育実習生及び教育実習校に対してすみやかな対応を行える体制を整備する。 |

- 3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）
- ① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等
- ・ 委員会等の名称
（仮称）福岡国際音楽大学教職課程委員会
 - ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
（仮称）福岡国際音楽大学教職課程委員会（以下教職課程委員会）は、次に掲げる委員で構成する。
 - （1） 教務委員長
 - （2） 教授会で推薦された者
教職課程の専任教員（2名）、教科に関する科目の専任教員（2名）
 - （3） 教職課程担当の学務課員（1名）
 - ・ 委員会等の運営方法
 1. 教職課程委員会は、次に掲げる事項について審議検討を行い、本学教職課程委員会が中心となって関係教員・事務局と連携を取りながら、学生指導に当る。また、教育実習校の教務主任等との連絡を密にし、教育実習の円滑化に努める。
 - （1） 教職課程関係科目の編成及び履修方法に関する事項
 - （2） 教育実習履修者の資格基準設定等に関する事項
 - （3） 教育実習指導指針及び企画に関する事項
 - （4） 教育実習者の評価等に関する事項
 - （5） 介護等体験に関する事項
 - （6） 教育職員免許状の申請に関する事項
 - （7） その他、教職課程の運営に関する事項
 2. 教職課程委員会の審議事項のうち、教授会の審議事項に該当する事項については、教務委員会・教授会へ提案または報告を行うこととしている。
 3. 本委員会の事務は、事務局 学務課が行うこととしている。

【委員会の組織図】



② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

- 委員会等の名称

（仮称）福岡国際音楽大学教職課程委員会

- 委員会等の構成員（役職・人数など）

（仮称）福岡国際音楽大学教職課程委員会（以下教職課程委員会）は、次に掲げる委員で構成する。

（1）教務委員長

（2）教授会で推薦された者

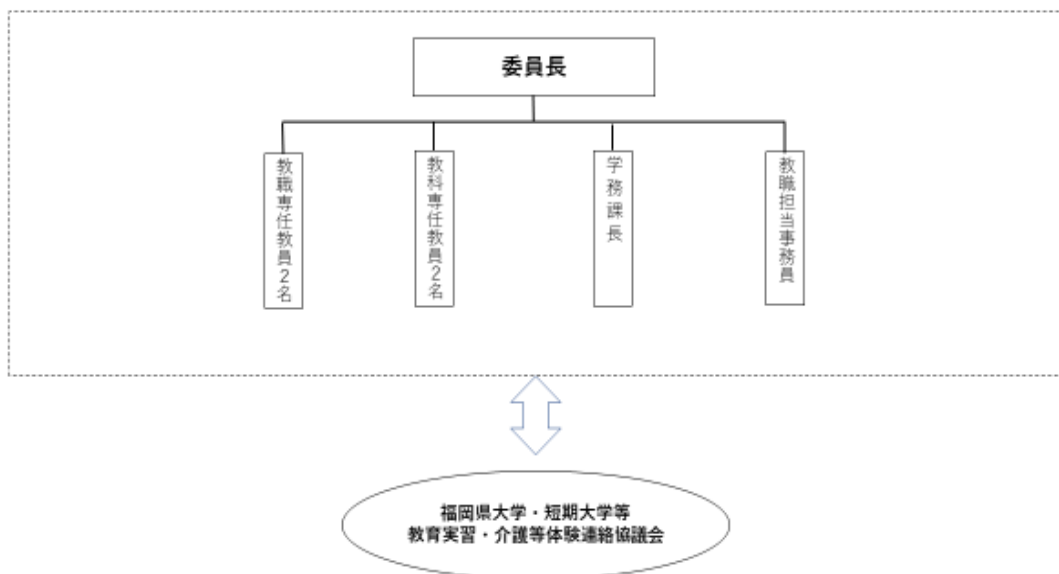
教職に関する科目の専任教員（2名）、教科に関する科目より（2名）

（3）教職課程担当の学務課員（1名）

- 委員会等の運営方法

福岡県内26大学等で構成される福岡県大学・短期大学等教育実習介護等体験連絡協議会に加盟し、本学教職課程委員会より委員及び事務担当者が、年1回開催される協議会に参加し、当該年度に生じた問題点などを大学間で共有していく。各協議会の結果を、出席した教職員が教職課程委員会へ報告し、各学科及び教職員間の情報・問題意識の共有を図る。

【委員会の組織図】



4 教育実習の受講資格

本学では、教育実習についての取り決めとして、以下の事項を定める。

- (1) 事前事後指導に必ず出席すること
- (2) 教職課程「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、3年次までに開設している全教科を履修し、単位を修得していること。
- (3) 教職課程「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、音楽科教育法1, 2を含み20単位以上取得済みであること。
- (4) 教職に関する資質(学習態度、出欠・遅刻・生活態度)を有していること。

なお、教育実習参加の最終的な決定は、実習直前に行われる教職課程委員会での審議を経て行うこととする。

5 実習校

| 教育実習 | 体験活動 | 学級数の合計 | 中学校 59 学級、 高等学校 118 学級 |
|------|------|--------|---|
| ○ | × | 学校名 | 福岡県立太宰府高等学校（福岡県太宰府市高雄 3-4114） 学級数：22学級 生徒数：780人 |
| | | 教員数 | 54人（内訳）教諭42人、助教諭1人、講師9人、養護教諭2人、養護助教諭0人、栄養教諭0人 |
| ○ | × | 学校名 | 福岡県立春日高等学校（福岡県春日市春日公園 5-17）学級数：33学級 生徒数：1,320人 |
| | | 教員数 | 67人（内訳）教諭64人、助教諭0人、講師1人、養護教諭1人、養護助教諭1人、栄養教諭0人 |
| ○ | × | 学校名 | 学校法人筑紫台学園筑紫台高等学校（福岡県太宰府市連歌屋 1-1-1） 学級数：45学級 生徒数：1,473人 |
| | | 教員数 | 108人（内訳）教諭87人、助教諭0人、講師20人、養護教諭1人、養護助教諭0人、栄養教諭0人 |
| ○ | × | 学校名 | 久留米市立南筑高等学校（福岡県久留米市御井町 1498-1） 学級数：18学級 生徒数：720人 |
| | | 教員数 | 54人（内訳）教諭37人、助教諭0人、講師15人、養護教諭1人、養護助教諭1人、栄養教諭0人 |
| ○ | × | 教育委員会名 | 太宰府市教育委員会 |
| | | | 中学校：4校 |

教育実習生受入承諾書

(仮称) 福岡国際音楽大学の教育職員免許の所要資格に係わる教育実習生の受入れについて、下記のとおり承諾します。

記

1. 教育実習生の受入れに係る学部・学科及び免許状の種類

音楽学部 音楽学科
高等学校教諭一種免許状（音楽）

2. 教育実習の受入れ時期

令和11年4月1日から

3. 教育実習受入校の学級及び生徒数

学級数 22 学級 生徒数 780 人

4. 教育実習受入校の教員組織

計 54 人

内訳

教諭 42 人、助教諭 1 人、講師（専任） 9 人

養護教諭 2 人、養護助教諭 人、栄養教諭 人

令和6年 9 月 9 日

所在地

福岡県太宰府市高雄3丁目4114番地
福岡県立太宰府高等学校

学校名

校長名

執行



教育実習生受入承諾書

(仮称) 福岡国際音楽大学の教育職員免許の所要資格に係わる教育実習生の受入れについて、下記のとおり承諾します。

記

1. 教育実習生の受入れに係る学部・学科及び免許状の種類

音楽学部 音楽学科
高等学校教諭一種免許状（音楽）

2. 教育実習の受入れ時期

令和11年4月1日から

3. 教育実習受入校の学級及び生徒数

学級数 33 学級 生徒数 1,320 人

4. 教育実習受入校の教員組織

計 67 人

内訳

教諭 64 人、助教諭 0 人、講師（専任） 1 人

養護教諭 1 人、養護助教諭 1 人、栄養教諭 0 人

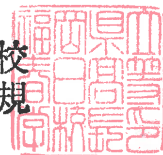
令和6年 9 月 10 日

所在地 〒816-0811 春日市春日公園5丁目17番

学校名

福岡県立春日高等学校
校長 不老 貴規

校長名



教育実習生受入承諾書

(仮称) 福岡国際音楽大学の教育職員免許の所要資格に係わる教育実習生の受入れについて、下記のとおり承諾します。

記

1. 教育実習生の受入れに係る学部・学科及び免許状の種類

音楽学部 音楽学科
高等学校教諭一種免許状（音楽）

2. 教育実習の受入れ時期

令和11年4月1日から

3. 教育実習受入校の学級及び生徒数

学級数 45 学級 生徒数 1473 人

4. 教育実習受入校の教員組織

計 108 人

内訳

教諭 87 人、助教諭 0 人、講師（専任）20 人

養護教諭 1 人、養護助教諭 0 人、栄養教諭 0 人

令和6年 9 月 27 日

所在地

学校名

福岡県太宰府市連歌屋1丁目1番1号
筑紫台高等学校

校長名

校長 内田 武文



教育実習生受入承諾書

(仮称) 福岡国際音楽大学の教育職員免許の所要資格に係わる教育実習生の受入れについて、下記のとおり承諾します。

記

1. 教育実習生の受入れに係る学部・学科及び免許状の種類

音楽学部 音楽学科
高等学校教諭一種免許状（音楽）

2. 教育実習の受入れ時期

令和11年4月1日から

3. 教育実習受入校の学級及び生徒数

学級数 18 学級 生徒数 720 人

4. 教育実習受入校の教員組織

計 54 人

内訳

教諭 37 人、助教諭 0 人、講師（専任）15 人

養護教諭 1 人、養護助教諭 1 人、栄養教諭 0 人

令和6年 9 月 18 日

所在地 福岡県久留米市御井町1498番地1

学校名 久留米市立南筑高等学校

校長名 山下 経男



教育実習生受入承諾書

令和6年 9月30日

学校法人高木学園
理事長 高木 邦 格 殿

太宰府市教育委員会
教育長 井上 和 信



(仮称) 福岡国際音楽大学音楽部音楽学科において、中学校教諭一種及び高等学校教諭一種の教員免許状授与の所要資格を得させるための課程認定を受けた際は、本市立中学校において実習生を受け入れることを承諾します。

記

太宰府市立中学校の総数

4校・ (59 学級)

以上